



令和7年度新規

事業計画書
水利施設等保全高度化事業
水利施設整備事業 簡易整備型

地区名 宮川用水 2 期
所在地 伊 勢 市
事業主体 三 重 県

第 1 章 目 的

本地区は、三重県の南勢部に位置し、1級河川宮川沿いに位置する田園地帯である。

計画地域は、宮川(一級河川)の粟生頭首工から取水を行っている。かんがい面積、288.6ha(内訳 農用地208.8ha 農振白地79.8ha)の地域である。

計画地域における県営支線水路については、昭和35年より行われた県営かんがい排水事業 宮川用水地区で設置された施設で、地域全体の幹線的施設としても重要な役割を担っている。

現在、施設の維持管理は土地改良区を主体として水管理及び維持修繕を行ってきたが、老朽化が進行し、これらの施設の維持管理に多大な労力と費用を費やすと共に、施設の安全性及び性能の確保、農業用水の安定供給に支障をきたしている。

以上の状況から、施設の維持管理費を軽減し、既存施設の安定的な機能を確保するため、本事業を実施し施設の長寿命化対策を実施することが必要である。

第 2 章 地 域 及 び 地 積

第 1 節 地 域

(第 1 表)

事 業 名	地 域	備 考
水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業 簡易整備型 宮川用水2期地区	三重県伊勢市地内	

注)「事業名」欄は二以上の土地改良事業を併せて行う土地改良事業の場合 (以下各表とも同じ)

第 2 節 地 積

(R 6 年 3 月現在) (第 2 表)

事 業 名	現況地目 市町村名	田 (ha)	畑 (ha)	原 野 (ha)	山 林 (ha)	そ の 他 (ha)	計 (ha)	備 考
水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業 簡易整備型 宮川用水2期地区	伊勢市	79.7 (23.0)	129.1 (56.8)	- (-)	- (-)	- (-)	208.8 (79.8)	表中の()書きは、 農振白地を示す。
合 計		79.7 (23.0)	129.1 (56.8)	- (-)	- (-)	- (-)	208.8 (79.8)	

注) 1.「地積」は土地登記簿地積(畦畔地積含む) なお換地計画を伴う事業は実測(図上)単位は県営事業の場合、小数点以下四捨五入
団体営事業の場合、小数点以下2位四捨五入

2.「合計」欄は二以上の土地改良事業の重複面積がある場合の実面積(以下各章同じ)

第3章 対象施設の状況 (機能保全計画より)

第1節 用水施設

1. 貯水池

※該当なし

(第10表-1)

項目 名称	位置	型式	流域面積(km ²)		堤高 (m)	堤長 (m)	堤体積 (千m ³)	基盤地盤地質	貯水量(千m ³)		備考
			直接	間接					総貯水量	有効貯水量	
		堤体									
項目 名称	位置	型式	洪水量 (m ³ /s)	備考	取水 施設	型式	取水量 (m ³ /s)	放流 施設	型式	放流量 (m ³ /s)	備考
		洪水吐									

注) 洪水調節施設は「第21表-1」、老朽ため池改修施設は第24表。

2. 頭首工

※該当なし

(第10表-2)

項目 名称	位置	型式	堤高 (m)	堤長 (m)			取水位 (m)	取水量 (m ³ /s)	附帯施設	備考
				固定部	可動部	計				

注) 1. 「堤高」欄は堤体底面から堤頂までの高さ、下段()は堤頂標高。
2. 「取水位」欄は取水水門直上水位、「取水量」欄は期間最大値。
3. 「附帯施設」欄は土砂吐、取水水門(取水水門のみの場合の「堤長」欄は「構造」。)

3. 揚水機

※該当なし

(第10表-3)

項目 名称	位置	揚水量 (m ³ /s)	揚程 (m)		揚水機			原動機			備考
			全揚程	実揚程	型式	口径 (mm)	台数 (台)	型式	動力 (kw)	台数 (台)	

注) 「揚水量」・「揚程」欄は計画値、「揚水機の型式」欄は軸流、斜流、渦巻等の種別、「原動機の型式」欄は電動機、内燃機関の別。

4. 用水路

(第 表 - 4)

水路名	かんがい面積(ha)		通水量 (m3/S)	延 長 (km)			現 況 施 設 構 造	勾 配	主要構造物	備考
	事 業 名			総延長	管水路	その他				
	水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業 簡易整備型 宮川用水2期地区	計								
東 豊 浜 線	50.2	50.2	-	0.46	0.46	-	FRPM φ 500,DCIP φ 700	-	-	
御 菌 1 号 線	43.1	43.1	-	-	-	-	-	-	附帯施設(弁類)5箇所	
御 菌 2 号 線	64.7	64.7	-	-	-	-	-	-	附帯施設(弁類)8箇所	
御 菌 3 号 線	50.8	50.8	-	1.92	1.92	-	VU φ 250-300,SP400,DCIP φ 450	-	附帯施設(弁類)13箇所	路線振替区間0.77km
計	208.8	208.8		2.38	2.38	-				

注) 1.「通水量」欄は計画通水量、「構造」欄はコンクリート、ブロック、管水路、土水路の分類。

5. その他かんがい施設

※ 該 当 な し

名称	項目	局名	位置	装置名	系	備 考

第4章 施設整備計画

第1節 要 旨

1. 要 旨

事業の要点

農業用水の安定供給と維持管理費の節減のため、農業用用水施設の機能保全を実施し、安定した農業経営を目指す。

上位関連事業との関連

該当事項なし

2. 事業別面積

(第 7 表)

事業名 土地利用 区分	保全高度化事業																		計 (ha)	備 考
	水 田 (ha)	普 通 畑 (ha)	牧 草 畑 (ha)	果 樹 園 (ha)	そ の 他 (ha)	小 計 (ha)	水 田 (ha)	普 通 畑 (ha)	牧 草 畑 (ha)	果 樹 園 (ha)	そ の 他 (ha)	小 計 (ha)	水 田 (ha)	普 通 畑 (ha)	牧 草 畑 (ha)	果 樹 園 (ha)	そ の 他 (ha)	小 計 (ha)		
事業目的	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	
用水改良	79.7 (23.0)	129.1 (56.8)	- -	- -	- -	208.8 (79.8)													208.8 (79.8)	()は農振白地
合 計	79.7 (23.0)	129.1 (56.8)	- -	- -	- -	208.8 (79.8)													208.8 (79.8)	

注) 1. 「事業目的」欄は用水改良、排水改良、畑地かんがい、区画整理、暗渠排水、客土、農道等の区分。

2. 「事業名」欄はほ場整備、農道整備、農地防災、農用地開発等事業計画名の区分。

第 2 節 用 水 施 設

4. 用水路 (施設整備計画は予算区分の法律補助が対象)

路線名	構造	規格等	予算区分		診断年度	健全度	対策工法	数量	面積 (ha)	備考
			法律	予算				延長(m)/箇所数		
東豊浜線	管水路	DCIP Φ700		○	R4	S-3	補強	186	50.2	()は農振白地
		FRPM Φ500		○	R4	S-3	改築	276	(58.8)	
御菌1号線	附帯施設	空気弁 Φ75		○	R4	S-3	更新	1 箇所	43.1 (13.0)	()は農振白地
		制水弁 Φ600		○	R4	S-2	更新	1 箇所		
		制水弁 Φ500		○	R4	S-2	更新	1 箇所		
		分水工 Φ250		○	R4	S-2	更新	1 箇所		
		分水工 Φ200		○	R4	S-2	更新	1 箇所		
御菌2号線	附帯施設	空気弁 Φ75		○	R4	S-3	整備	2 箇所	64.7 (5.4)	()は農振白地
		空気弁 Φ75		○	R4	S-2	更新	1 箇所		
		制水弁 Φ700		○	R4	S-2	更新	2 箇所		
		分水工 Φ350		○	R4	S-2	更新	1 箇所		
		排泥工 Φ300		○	R4	S-2	更新	2 箇所		
御菌3号線	管水路	VU Φ250		○	R4	S-3	改築	1,858	50.9 (2.6)	()は農振白地
		SP Φ400		○	R4	S-3	補強	48		
		DCIP Φ450		○	R4	S-3	補強	10		
	附帯施設	空気弁 Φ25		○	R4	S-2	更新	5 箇所		
		制水弁 Φ250		○	R4	S-2	更新	3 箇所		
		分水工 Φ150		○	R4	S-2	更新	1 箇所		
		排泥工 Φ75		○	R4	S-2	更新	4 箇所		

第 5 章 工 事 の 着 手 及 び 完 了 の 予 定 時 期

着 手	令和	7	年度	
完了予定	令和	11	年度	(5 年間)

第 6 章 環 境 と の 調 和 へ の 配 慮

【 保全対象生物・景観等 】

工事対象区域には、注目すべき生物、植物、景観はない。

【 事業実施による環境影響 】

施工機械の騒音、排気ガスが周辺環境に影響を与えるおそれがある。

【 環境配慮対策 】

排気ガス対策型の施工機械を導入する等、騒音、排気ガスに注意して工事を実施する。

第 7 章 事業費の総額及び内訳

(単位:千円)

(第 11 表)

事業名		水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業 簡易整備型 宮川用水2期地区	備 考
区 分			
主 要 工 事		671,800	令和 6 年度単価
附 帯 工 事		-	
地 方 事 務 費		-	5.0 %以内 (国庫補助対象外・県100%負担)
計		671,800	
関連事業参考	国・公団営	-	
	県 営	991,000	水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業 簡易整備型 宮川用水1期地区
	団 体 営	-	
	そ の 他	-	
	計	991,000	

注) 関連事業は効用に関連するもの。又、共同事業がある場合の費用振分けの内訳は別紙添付。

第 8 章 効 用

(第 12 表)

事業名	項目 区分	年増加見込効果額 (千円)	年増加見込所得額 (千円)	備 考
水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業 簡易整備型 宮川用水2期地区	作物生産効果	661,879	664,243	総費用(現在価値化) 18,375,031 千円
	品質向上効果	159,699		
	営農経費節減効果	△ 10,288		総便益額(現在価値化) 24,203,680 千円
	維持管理費節減効果	△ 23,968	632	
	景観・環境保全効果	254,420		総費用総便益比 $1.31 \geq 1.00$
	安全性向上効果	384		
	国産農産物安定供給効果	116,905		総所得償還率 ・年償還額 4,021 千円 ・現況年総農業所得額 677,670 千円 $0.0059 \leq 0.20$
	計	1,159,031	664,875	令和 6 年度単価

第 9 章 関 連 す る 事 業

(第 13 表)

1. 基本事業

区 分	事 業 名	事 業 主 体	受 益 面 積 (ha)	事 業 内 容
関連事業	水利施設等保全高度化事業 水利施設整備事業 簡易整備型 宮川用水1期地区	三重県	778.6	地区内関連施設の補修

第 10 章 計 画 図 面

1. 位 置 図

(別 添)

2. 計 画 一 般 図

(別 添)

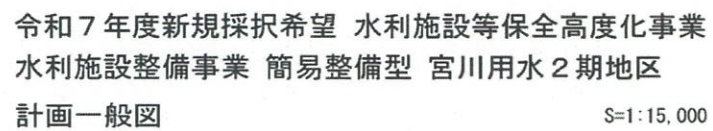
3. 農 振 土 地 利 用 計 画 図

(別 添)

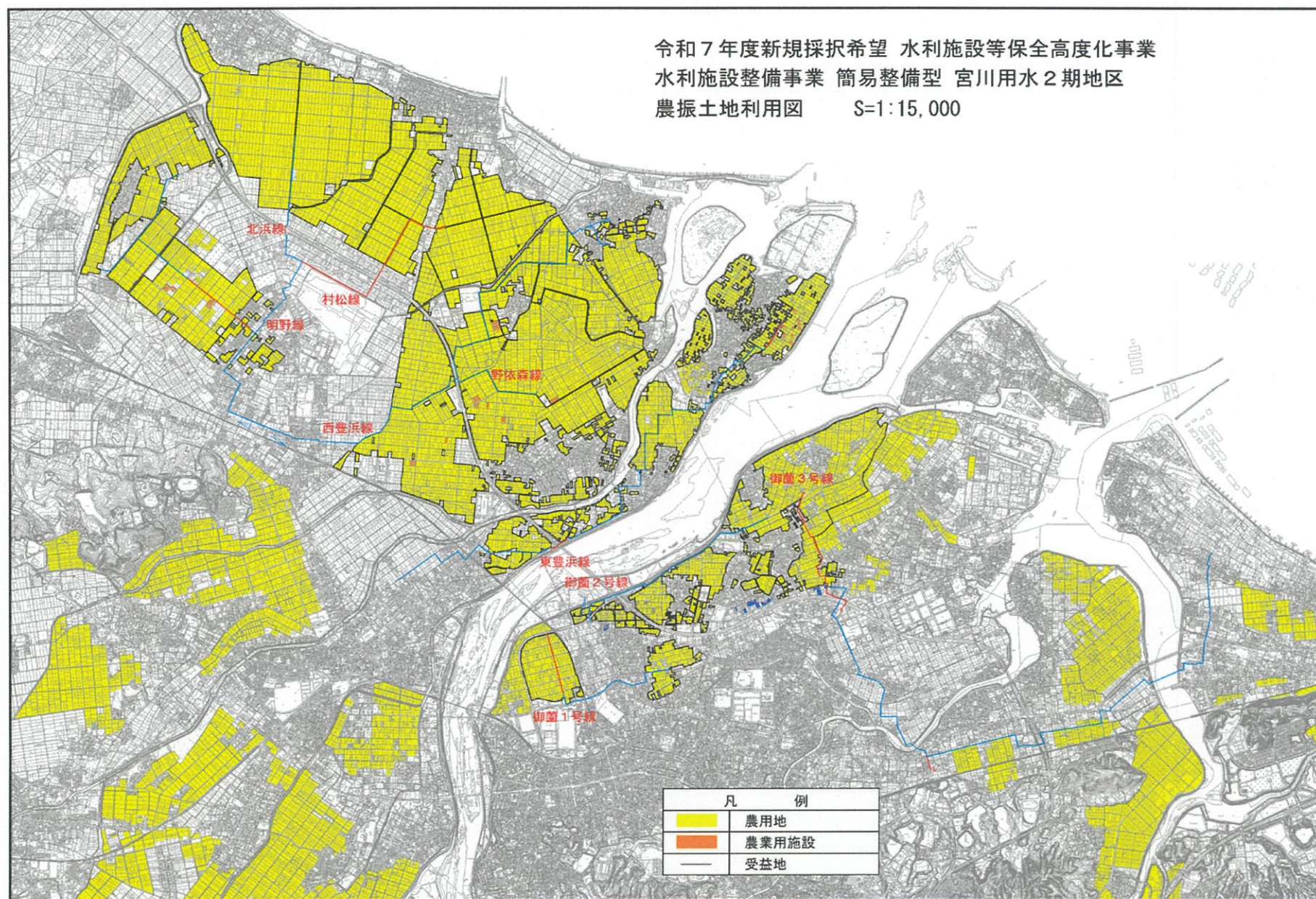
・位置図



・計画一般図



・農振土地利用計画図



第 11 章 土地改良施設の管理者及び管理方法

1. 予定管理者

本事業による農業水利施設については、宮川用水土地改良区が管理を行う。

2. 管理すべき施設の種類の

(第 14 表)

施 設 名 称	構 造 等
東豊浜線	管水路： DCIPΦ700 L=186m、FRPMΦ500 L=276m
御菌1号線	附帯施設： 空気弁Φ75 1箇所、制水弁Φ500～600 2箇所、分土工Φ200～250 2箇所
御菌2号線	附帯施設： 空気弁Φ75 3箇所、制水弁Φ700 2箇所、分土工Φ350 1箇所、排泥工Φ300 2箇所
御菌3号線	管水路： VUΦ250 L=1,858m、SPΦ400 L=48m、DCIPΦ450 L=10m、 附帯施設： 空気弁Φ25 5箇所、制水弁Φ250 3箇所、分土工Φ150 1箇所、排泥工Φ75 4箇所

3. 貯水、放流、取水又は排水に関する基本的事項

取水期間及び取水量の調整については、宮川用水土地改良区が管理を行う。

4. 管理に要する費用の概算及びその負担方法

(1) 維持管理費の概算

(第 15 表)

種 別	規 格 等	計 算 式	金 額
農業水利施設	上記水路の点検補修等	直近5ヶ年の平均値	575 千円

上表の費用は、改良区が管理する施設の経常的な維持管理費である。

物価の変動及びその年の事情により臨時に支出をする場合は、その都度維持管理費を計上するものとする。

(2) 維持管理費の負担方法： 維持管理費は、宮川用水土地改良区が受益者より徴収し、負担する。

5. その他管理方法に関する基本的事項

該当事項なし

第 12 章 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1. 負担区分の予定割合

(第 16 表)

	事業費	負担区分			
		国	県	地元負担金	
				伊勢市	地元(改良区)
工事費	671,800千円	55.0% 369,490 千円	30.0% 201,540 千円	12.0% 80,616 千円	3.0% 20,154 千円
事務費		-	-	-	-
合計	671,800千円	369,490 千円	201,540千円	80,616 千円	20,154 千円

2. 地元負担の予定基準

地元負担金 100,770千円のうち、80,616千円を土地改良法第91条第6項の規定に基づき伊勢市が負担し、残り 20,154千円は、法第91条第4項において準用する法第90条第4項の規定に基づき、宮川用水土地改良区が法第3条に規定する資格を有する者から地積割を基準として徴収し、県へ納入する。

3. 特別徴収金

該当事項なし